公示送達

弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

下記に記載する建築物等については、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の施行のため、移転又は除却を必要としているが、その所有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第4項及び第5項並びに土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第72条第1項の規定により、書類の送付に代えて下記のとおり公告する。

平成27年3月10日

弘前広域都市計画事業
弘前駅前北地区土地区画整理事業
施行者　弘前市
代表者　弘前市長　葛西　憲之

記

1　建築物等の表示
(1)　建築物等の所在地
弘前市大字駅前二丁目8番地3先
(2)　建築物等の概要
コンクリートブロック積塀、現場打コンクリート側溝等一式
2　通知内容
(1)　移転又は除却期限　平成27年5月15日
(2)　摘要　当該建築物等は、移転又は除却期限後は施行者において移転又は除却を行います。
建築物等の所有者は、下記の連絡先までお知らせ下さい。
建築物等の所有者自ら移転又は除却する場合の補償金については、施行者でお知らせします。

(教示)
1　この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(連絡先)
弘前市都市環境部区画整理課移転係
〒036－8003
弘前市大字駅前町9番地20（ヒロロ3階）
電話0172－34－3233

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
北海道釧路郡釧路町新開二丁目二六番地
有限会社スリーベルプランニング
清算人　黒瀧　勇

解散公告

当法人は、平成二十六年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
秋田県仙北市角館町上菅沢三九四番地二
一般社団法人角館町観光協会
特定非営利活動法人観光商業研究会きたうら
清算人　安藤　大輔

解散公告

当社は、平成二十七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
山形市下東山八六七番地
有限会社高瀬商事
清算人　斎藤　祐治

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
栃木県小山市大字三拝川岸一七五番地二三
有限会社ふそう美容室
清算人　栗田　トモ

解散公告

当社は、平成二十七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
栃木県宇都宮市岩原町六五番地四
太洋建設株式会社
代表清算人　河又　和之

解散公告

当社は、平成二十七年三月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
群馬県高崎市金古町二三二一番地四
株式会社エウレカ
代表清算人　中村　圭

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
千葉市稲毛区小仲台七丁目四番五号レック稲毛一－三〇二
株式会社普奏社
代表清算人　深川　忠之

解散公告

当法人は、平成二十七年一月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
千葉市中央区千葉港四番一号
一般社団法人千葉県医学支援機構
代表清算人　佐藤　裕俊
代表清算人　十河　正寛
代表清算人　森本　浩司

解散公告

当社は、平成二十七年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
千葉県船橋市宮本一丁目二二番一三号
株式会社萬屋
代表清算人　海老原シロ子

解散公告

当社は、平成二十七年二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
東京都板橋区熊野町四〇番三号
株式会社ゴムヤジャパン
代表清算人　石黒庫太郎

解散公告

当社は、平成二十七年三月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月十日
東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー七F
原宿マンションズ特定目的会社
代表清算人　川本　孝司

解散のお知らせ

当団体は平成二十六年十二月三十一日解散しましたのでお知らせします。ご意見のある方はお申し出下さい。
平成二十七年三月十日
東京都千代田区九段南二－三－二十五
シークスビル九階
スカンジナビア政府観光局
代表　チェル　エレフセン